

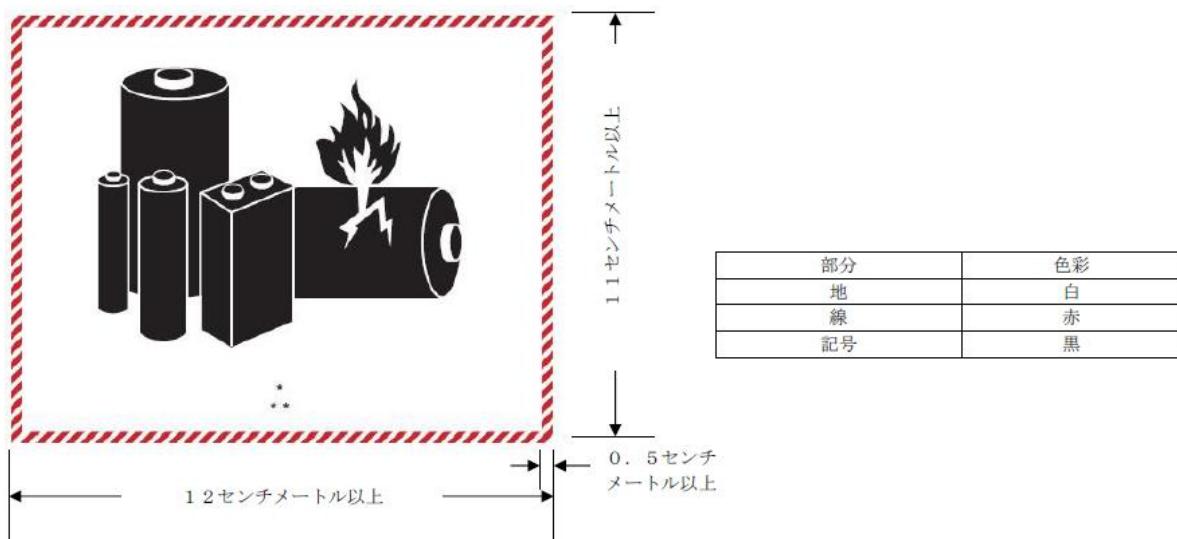
リチウムイオン電池（SP188該当）を弊社混載で「普通品」として取り扱う際の注意事項

SP188に該当するリチウムイオン電池を「普通品」として海上輸送する際は、以下の点にご注意ください。

- ・貨物には必ず「SP188用のバッテリーラベル」（下図参照）を貼付してください。
- ・「危険品ラベル」（下図参照）は絶対に貼付しないでください。
- ・必ず事前に弊社営業担当へ受託確認を行ってください。受託確認がお済みでない貨物はお受けできません。

貼付が必要なラベル：「SP188用バッテリーラベル」

注 下部の白地の★に「UN」の文字に続けて国連番号を、★★に追加情報問い合わせのための電話番号を記入すること。



貼付してはいけないラベル：「危険品ラベル」

